

## 徳島市健康づくり計画及び自殺対策計画策定について

### 1 計画策定の趣旨

生涯を通じての疾病の予防と健康の保持増進を図る健康づくり対策を積極的に推進するため、平成24年に策定した「徳島市健康づくり計画（第2次）」を見直し、「徳島健康づくり計画（第3次）」を策定する。

また、すべての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを促進するための環境の整備の充実を図ることを目的に、平成30年度に策定した「徳島市自殺対策計画」を見直し、「徳島市自殺対策計画（第2次）」を策定する。

### 2 計画の位置づけ等

本計画は、「健康増進法」第8条第2項に定める「市町村健康増進計画」として、また、「自殺対策基本法」第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として位置付けるとともに、令和2年度に策定した「徳島市総合計画2021ー水都とくしま「新創造」プランー」等と整合性を図りつつ、健康づくり及び自殺対策を具体的に推進するための行動計画とする。

なお、「徳島市自殺対策計画（第2次）」を「徳島市健康づくり計画（第3次）」に包摂的に組み込み、心身両面の生涯にわたる健康づくり計画を一体のものとして策定する。

計画期間は、令和6年度から令和17年度までの12ヵ年の計画とする。

### 3 計画の策定体制

#### (1) 外部の推進組織

本計画の策定・推進に関し、健康づくり及び自殺対策に関する幅広い意見をいただくため、各分野の関係団体の代表、学識経験者、公募市民等を委員とする「徳島市健康づくり計画及び自殺対策計画策定市民会議」を設置する。

#### (2) 内部の推進組織

庁内の組織として、関係部局副部長等を委員とする「徳島市健康づくり計画及び自殺対策計画策定委員会」を設置する。

#### (3) その他

市民の意識（アンケート）調査の実施

計画（案）の段階でパブリックコメントの実施

策定体制は、[資料3](#)のとおり

### 4 計画策定のスケジュール

[資料4](#)のとおり